

第4回関市・武儀郡4町村合併協議会

平成15年8月19日(火)

関市役所大会議室

開 会 午後1時30分

1 会長あいさつ

2 協議事項

第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

第3号 支所の取扱いについて

第4号 一般職員の身分の取扱いについて

第5号 特別職の身分の取扱いについて

第6号 地域審議会の取扱いについて

第7号 条例、規則の取扱いについて

第8号 事務組織及び機構の取扱いについて

3 次回(第5回)協議会での協議事項

地方税の取扱い

一部事務組合等の取扱い

町名・字名の取扱い

慣行の取扱い

国民健康保険事業の取扱い

介護保険事業の取扱い

閉 会 午後3時32分

出席者(30名)

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫(市長)
	委 員	石 原 教 雅(議長)
	委 員	岡 田 洋 一(議員)
	委 員	松 井 茂(議員)
	委 員	三ツ岩 征 夫(議員)
	委 員	野 田 豪 一(学識経験者)
【洞戸村】	委 員	武 藤 未 彦(村長)
	委 員	野 村 昭(議長)
	委 員	後 藤 明 朗(議員)
	委 員	本 田 修(議員)
	委 員	野 村 真 富(学識経験者)
	委 員	神 山 富 幸(学識経験者)

【板取村】	副会長	長 屋 勝 司 (村長)
	委 員	長 屋 幹 夫 (議長)
	監査委員	田 中 善 隆 (議員)
	委 員	長 屋 敏 (議員)
	委 員	長 屋 道 郎 (学識経験者)
	委 員	長 屋 和 幸 (学識経験者)
【武儀町】	委 員	福 田 尚 雄 (町長)
	委 員	池 戸 久 夫 (議長)
	委 員	土 屋 昭 雄 (議員)
	委 員	遠 藤 慶 司 (議員)
	委 員	土 屋 希 睦 (学識経験者)
	委 員	美濃羽 大 祐 (学識経験者)
【上之保村】	委 員	波多野 保 (村長)
	委 員	加 藤 桂 (議長)
	委 員	波多野 昭 男 (議員)
	委 員	長 尾 匡 雄 (議員)
	委 員	河 合 正 則 (学識経験者)
	委 員	波多野 勇 (学識経験者)

参 与 田 代 一 弘 (岐阜県中濃地域振興局長)
 オブザーバー 棚 瀬 直 美 (岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

顧 問 林 幸 広 (岐阜県議会議員)
 幹 事 会 【関 市】 西 尾 治 (助役)
 森 義 次 (総務部長)
 【洞戸村】 林 修 美 (助役)
 【板取村】 長 屋 賢 治 (助役)
 【武儀町】 森 弘 (助役)
 【上之保村】 宇佐見 勝 彦 (助役)

傍 聴 者 (4 4 名)

関 市 : 1 9 名 洞戸村 : 5 名 板取村 : 1 名
 武儀町 : 3 名 上之保村 : 2 名 その他 : 1 4 名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤 川 逸 美 事務局次長 中 村 繁

午後 1 時 30 分 開会

開 会

事務局次長

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 4 回関市・武儀郡 4 町村合併協議会を始めさせていただきます。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は全員おそろいでございますので、会議は成立していることを御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただき、引き続き議長として会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

後藤昭夫会長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

先月も 25 日の朝刊で、益田郡 5 市町村の合併が、合併協定書の調印にこぎつけながらも、萩原町と小坂町議会の否決により白紙になったのも皆さんも御承知のことと思います。これは全国でも極めて異例なことで、「新市名と市役所の位置をめぐる不協和音が解消できなかったのではないか」と言われておりますが、市町村合併の難しさを痛切に感じました。

市町村合併では、よく自治体と自治体の結婚に例えられますが、自治体という組織同士との合併であっても、それを動かすのは住民の意思である以上、破談・婚約解消という人間的な結末もあり得るものだと感じたところであります。

他の地域の協議会では、岐阜市を中心とする 2 市 4 町で構成する「岐阜広域合併協議会」と大垣市を中心とする「西濃圏域合併協議会」の二つの協議会で、新市の名称をそれぞれ「岐阜市」、「大垣市」に決定され、基本 4 項目すべてが合意されたことから政令指定都市と中核都市に向けて着々として協議が進められております。

私も協議会におきましても早々とこの重要項目である基本項目をそれぞれ御承認をいただきまして、それに続く重要課題を現在協議していただいております。中身の濃い議論が円滑な合併協議の進行を両立させたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと同時に、忌憚のない御意見を賜りまして会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 協議事項

議長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

本日の協議会の議事録署名委員を私の方から指名させていただきたいと思います。

洞戸村の野村昭委員さんと板取村の長屋道郎委員さんのお二方をお願いいたします。よろしく申し上げます。

では、協議事項に入りますが、その前に前回第3回協議会で出されました各市町村の意見をまとめてありますので、御確認をお願いしたいと思います。

事務局からその説明をいたします。

事務局長

それでは、ただいま議長さんからお話ございました前回7月14日の第3回合併協議会結果について御報告と再度御説明させていただきたいと思います。お手元にございます資料1ページをお願いしたいと思います。

まず1として、承認事項 議案第1号として、財産及び債務の取扱いにつきましては、方針案どおり御承認をいただいたところでございます。

2の協議事項の協議第1号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、協議第1号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、関市におきましては定数特例を希望するという、いわゆる参考-2を発言されました。これにつきましては、関市の議員の任期でございます平成19年4月30日まで、関市の議員23名プラス4市町村それぞれ1名、合計27名でということでございます。その後につきましては、現在の定数23名を遵守したいというような御発言もございました。それから洞戸村でございますが、定数特例(参考-3)を希望するというところでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました27名の定員を2回行うということございまして19年4月30日、さらにはその後の4年間を足しますと、平成23年4月30日ということになります。

それから板取村でございますが、在任特例の後、定数特例を使うということで、できるだけ長く定数1名を確保したいということございまして、参考-5という御希望でございました。これにつきましては、平成19年4月30日までを在任で71人、その後、平成23年4月30日までを27人ということでの希望でございました。さらには、一般選挙では小選挙区を設け、田舎に不利とされない措置を希望するというところでございました。

それから武儀町でございますが、各町村の意見を聞いて方向づけをしたいということで、町村各1名では民意が反映できないという心配があるという御発言もございました。

上之保村でございますが、在任特例を希望するというところでございまして、事務局から出しました参考-4、または参考-5ということになるかと思っております。なお、町村1名では民意が反映されないという御意見もございました。

続きまして協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてございま

すが、関市においては参考 - 4 を希望ということでございます。現在の農業委員さんの任期は平成 17 年 7 月 19 日まででございます、それまで現状のままということで、その後、選挙で 30 人以内、選任で 7 人以内ということが参考 - 4 の内容でございます。任期いっぱい在任し、その後は定数 30 以内でということでございまして、協議によって選挙区を設け、定数を定めることも可という御発言でございました。

洞戸村につきましては、参考 - 6 を希望するということでございまして、平成 17 年 7 月 19 日から平成 20 年 7 月 19 日まで全員在任し、その後、三つの委員会を設置ということでございまして、参考 - 3 プラスその後三つの委員会という形にも考えられるというような内容でございます。私どもが示しました参考 - 3 と参考 - 6 のミックスしたような形の御発言でございました。

板取村でございますが、参考 - 6 を希望ということでございまして、全員在任し、その後三つの委員会を設ける、地域の精通者が必要という御発言でございました。

武儀町におきましては、参考 - 6 を希望ということで、在任した後、三つの委員会を設けるという御意見でございます。上之保村につきましては、参考 - 6 を希望、そして関で一つ、津保谷、いわゆる武儀町と上之保で一つ、洞戸、板取で一つということでございます。いわゆる特性が違うために、この三つの委員会を設置という御希望でございました。

2 ページをお願いします。

協議第 3 号の支所の取扱いについてでございますが、関市においては、合併の意義は行財政改革にあるということでございまして、武儀町と上之保村で支所 1、出張所 1、洞戸村と板取村で支所 1、出張所 1 とする。それで、支所と出張所の違いも明白にというような御意見でございました。

洞戸村でございますが、支所の設置を希望ということでございまして、住民サービスの原点である支所機能に住民は大きな関心を持っている。10 年間は存続を希望するということと、旧町村単位で競って関市全体の活性化を図りたい。こんなような御意見でございました。

板取村につきましては、総合支所を設置という御希望でございまして、希望が取り入れられなければ大事態という御発言もあったかと思えます。それから町村の面積が広いということで、板取村は非常に南北が長いということで 24 キロメートルあるという御発言もございました。

武儀町につきましては、お二方の意見がございまして、各町村に支所を設置、その内容といたしまして地域振興、住民サービス、事業、教育部門、この四つの機能を置くという御希望でございました。もう一方は、10 年間の組織・機構の存続と町の予算執行権限をとという要望でございました。

上之保村でございますが、支所の設置を希望ということで、地域振興のためにもこれを希望するということでございました。機能にもよるが、出張所では民意が反映されないという御意見、さらには関市の理解を求めるとい御意見、幹事会でも十分議論してほしいという御意見がございました。

以上、前回の協議会結果についての御報告をさせていただきました。以上でございます。

議長

今、説明をいたしました、その内容につきまして、御発言と違うというようなことがございましたら、申し出をしていただきたいと思います。

なければ、こういう意見であったということでございまして、協議第1号 議員の定数及び任期の取扱いについて協議願いたいと思います。

事務局長

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

協議第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

4ページでございますが、これにつきましては、前回の第3回合併協議会で資料として提出をさせていただきました。そのときの資料の4ページから13ページに書いてございますが、その中でも7ページから8ページの参考-1から参考-5について詳しく御説明をした次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしく御協議のほど、お願ひいたします。以上でございます。

議長

先ほど報告事項もございましたような議員の定数及び任期の取扱いについて、お帰りになりましてさらに検討されました結果について御発言をいただきたいと思います。

順番に、洞戸さんから。

後藤明朗委員

洞戸村におきましては、前回同様でございますので、よろしくお願ひします。

土屋昭雄委員

武儀町の土屋でございます。8月6日に武儀町の合併特別委員会を開催いたしました。その中で、第3回の法定協議会の議員の定数及び任期につきまして検討いたしました。武儀町におきましては、定数特例でいくという意見もございます。また、在任特例でいくという意見もあります。両方あるということ、まとまるというかそこへまだ行かないわけでございますが、今後、またきょうの法定協議会を通じまして、武儀町といたしましても合併問題研究会というか懇談会もつくっております。そういった人の御意見等を聞きながら、よりよい判断をしていきたいと思っております。以上です。

議長

それでは、上之保さん。

加藤 桂委員

上之保の加藤です。前回、参考-3と参考-5の報告でございますけれども、その後、合併特別委員会において再三再四検討はしてまいりました。やはり1人では村の状況、住民の意見を市政に反映することは不可能であろうと心配する意見が大変強くございました。参考-5の在任特例の後に定数特例を実施することを望む声もあります。あるいはまた、複数議席を望む声もあります。しかしながら、2年間全議員が残ることを疑問視する声も

ありました。法的にやっぱり不可能とし、いたし方なしという意見の中で、最終的には参考 - 3 とすることに決定をしております。以上でございます。

議長

はい、板取村さん。

長屋幹夫委員

議員の定数の問題でございますけれども、先般は在任特例、定数特例、そして小選挙区、この三つでございましたが、1名と言った記憶がございますが、私たちが協議をした結果2名、この点を変更して2名をお願いいたします。

あとは前回と同じであり、この支所におきましては、いかなることがあっても板取村に支所を置いていただく、こういう強いお願いでございますので、市長さん、どうかよろしくをお願いいたします。

議長

今度は関市。

岡田洋一委員

関市の岡田でございますが、過日の第3回の法定協以後、特別委員会を開催いたしまして、再度確認をいたしたところであります。しかしながら、初回に申し上げたとおりの内容をお願いを申し上げたいということで意見の一致を見ておりますので、報告をさせていただきます。

議長

議員の定数につきましては非常に重要な案件でございますが、今皆さん方から御意見をお聞きしましたが、前回とほとんど違ってないということでございますので、このすり合わせにつきましては、どちらかが妥協しなきゃできんということだろうと思っておりますけれども、もう少し積極的な御意見があれば承っていきたいと思っておりますし、ここで結論が出るようなことがぱっと決まればそれでいいわけですが、なかなか難しいようございますが、何かほかにございませんか。

後藤明朗委員

決して、私どもが参考 - 3 をとったのも、やむなくですからね。前回、岡田委員さんがちょっとおっしゃいましたけれども、新市になってから協議すればいいじゃないかと、こういうお話でございましたけれども、23対4では何とも協議にならんと思うんですね。せめて武儀郡の各町村が6人くらい出ておれば、24と23ですから、これは話もできると思っておりますけれども、新市になって23対4では、何とも話は通用しないと思うんですね。ですから、板取さんも武儀町さんもそうしたことを大変心配されて在任特例というのを出示してみえるんです。私どもも本来ならそういうことで村民の幸せのために何としてもそれは希望したいと思っておりますけれども、やはりこうしたときでございますので、私どもの方で村民感情ですが、そうしたものがなかなか得られないということで、やむなく参考 - 3 を採用しておるわけです。決して喜んでやっているわけじゃございません。よろしく。

岡田洋一委員

今、洞戸様の方から、関市の態度は23対4ということが出ましたが、この数字は任期いっぱい合併後の2年間の数字でこの前申し上げたわけでありまして、それ以後の選挙につきましては、関市の条例が23名であるので、総枠で23名という意味からしますと、当然関市は4名減ということになりますので19名になるという意味でありますので、23人にあと4人という数がずっと続くという意味ではありませんので、その点ちょっと何か今、私の聞き間違いかもしれませんけれども、ちょっと理解ができない部分がありましたので、合併してから2年間は、関は23がそのまま生きていきますのでそのまま現存しますけれども、ほかの町村の方につきましては小選挙区で増員選挙をやっていただいて、各1名ずつを選出していただいて27になると。それからその後の選挙におきましては、条例を生かしていただいて総枠23名ということになりますので、そうしますと当然、関市は必然的に23から4を引きますと19名になるということになりますので、この前、そのような趣旨で私は申したつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後藤明朗委員

ありがとうございました。19名でも23名でもこちらは4だと大して変わりません。岡田委員さんは大変穏やかに新市になったらと、穏やかに本当にいい言葉で言っていましたけれども、何か衣の陰に刀がちらつくような感じがしますので、よろしくお願ひします。

議長

ほか、ございませんか。

この状態では、きょうここで議決するような状況ではございませんので、今副会長の長屋さんとも相談したんですけれども、次回までもう少し練ってこられまして、妥協するところは妥協するということと、大きな新しい関市に向かってひとつ検討していただくということにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この次はひとつ一肌脱いで、刀をちらつかせずにとつてお願ひしたいと思ひます。

〔「関の方も多少おりてもらふような……」と呼ぶ者あり〕

そうですね、ここは6階ですからもうちょっと下へ……。そんなことで、大変失礼ですけども、きょうのところはどうも議長の采配が悪いのか、皆さんが妥協してもらえんのか、その辺のところをこれからもひとつ、お帰りになりまして一つ一つ解決していくようにお願ひしたいと思ひますので、継続に、審議をさせていただきたいと思ひますが、よろしくお願ひしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、農業委員の定数及び任期の取扱いについてを上程します。

事務局長

それでは、お手元の資料の5ページをよろしくお願ひしたいと思ひます。

協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

6ページをお願いいたしたいと思います。

資料につきましては、先ほどと同じように第3回合併協議会で御提出させていただきまして、そのときの資料の15ページから25ページについて御説明させていただきました。とりわけ17ページから19ページの参考-1から6について詳しく説明いたしましたので、本日は資料としては添付してございませんので、よろしく御協議のほどお願いしたいと思います。以上です。

議長

それでは、御協議をお願いいたします。

今度は、関市の方からやってみましょうか。

岡田洋一委員

農業委員さんの関係でございますけれども、これも先ほども言いましたように、特別委員会でも再度確認いたしましたところ、1ページに、前回御報告を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

板取村さん、お願いします。

長屋幹夫委員

私、一気に申し上げました、参考-6。

議長

上之保さん。

波多野 勇委員

上之保も前回と同様に参考-6を希望するわけなんですけど、任期が少ないことで、これを17年の7月19日まで、その後は地域性を考慮して複数の委員会を置くことを望みたいということでございます。参考-6を希望するわけなんですけど、よろしくお願いをいたします。

議長

武儀町さん。

福田尚雄委員

武儀町ですが、この問題につきましては、前回と全く同じで参考-6をお願いしたいということでございます。

その内容につきましては、議会の特別委員会、それから8月の農業委員会の定例会でも御相談を申し上げたところでございますが、うちの委員会としての今の活動の中で、農業委員会法の4条、5条の関係で、転用問題、あるいは転用に伴う権利移動については現地確認というものを取り込んでおりますので、そういう面を持っていくと、関市さんの申されます一つの委員会ではなかなか、1日、あるいは2日では委員会活動ができないということで、できれば地域性も含めて、関市、それから津保谷方面、牧谷方面、三つの委員会

をぜひともお願いしたいと、こういう意見でございますのでよろしく申し上げます。

議長

洞戸さん。

本田 修委員

洞戸村でございますが、前は参考 - 6 を希望で、平成 17 年 7 月 19 日から平成 20 年 7 月 19 日まで全員在任するということを希望しておりましたが、その後、村で協議をいたしました結果、参考 - 6 で 1 期 3 年間のところは削除するということでございます。

また、今武儀町の町長さんから言われましたように、三つの委員会を置いて、やはり津保谷、そして板取・洞戸、そして関市というような形で、三つの委員会を置くということ強く要望いたしておきます。以上です。

議長

ありがとうございました。

それぞれに御意見をお伺いしましたが、大体 17 年 7 月 19 日までは現在の 82 名でいくというふうで、これは確認ができるわけですね。それ以後につきましてどうするかということですけども、あとを三つの委員会を設けて地域性を考慮してやったらどうかという御意見が多いようですね。

参考 - 6 が 4 町村ということで、関市の場合は参考 - 4、17 年 7 月 19 日までが 82 名で、その後、30 人にしたいということですけども、ほかの町村の方々はほとんどが三つの委員会を設けて 20 年 7 月 10 日までということですね。

関市さんの方はどうですか。

岡田洋一委員

関市は参考 - 4 にやはりこだわっておるということは、今回の合併は行財政改革ということが一番の基本の理念に基づいた合併ということで、その姿勢を貫いておる手前上、こういうことを申しておるわけでありましてですけども、先ほどの参考 - 6 という方が多いわけですけども、これをいわゆる参考 - 4 でやっても、三つの委員会を置くということを前に置けば同じことだと思ふんですよ。だからそういう内容で前のことをやって、これを大選挙区じゃなくても形を小選挙区にして持ってこれば、そういう形がしっかりととれるということにもなると思ふんです。この中身を検討するということを踏まえて考えたら、別に大した差はないと思ふんですけれども。それが、いっそのこと参考 - 6 でもいいと思ふんですけども、数をはっきりとするということですね。そうすれば、いっそのことまだ参考 - 4 の方で、定数 30 人をそれぞれの三つの委員会に分けて小選挙区制に持っていければ中身は一緒になるということでもありますので、ということも考えられると思ふんですけども。

〔「そんなの、一緒なら 6 でいいじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

議長

82 人が 30 名でいいということですね、関市の場合はね。

岡田洋一委員

ただ、参考 - 6 ですと、関市は 18、洞戸・板取が 20 以内ということになってはいますが、
れども、この数字を、参考 - 4 でも 30 人以内ということでもありますので、総枠ですから、
これをそういうようなことにしますと、はっきりするのは参考 - 4 でこの三つの委員会を
置くということを取り決めをすれば別に問題がないということに考えられると思うわけ
ですね。これを大選挙区でなくて小選挙区ですれば、先ほどの現地調査ということもありま
したけれども、これをそういうようなことで三つの委員会に分けた内容で持っていければ、
参考 - 4 でも可能ということになるのではないかと思います。

議長

ほか、ございませんか。

福田尚雄委員

武儀町ですが、今、岡田委員さんの言われる行財政改革の中の定数の問題が一番大きい
ようなふうに私どもは聞こえたわけなんです、ここの中で言う、参考 - 6 の 18・20・20、
この定数は私どもは執着する意味は何もないわけなんです。実質的に農業委員会としての
1 日、あるいは半日で活動する場合の現状を見たときに、それぞれの地域で設けた方が活
動がしやすい、そういう点でいく場合を私どもは設けておるわけでございまして、定数が
多くなるので行財政改革に不利益であるという意味ではございませんので、何か地域の特
性も踏まえた上で委員会活動が今後一番大事ではないかと、こういう意味合いで参考 -
6 を提唱しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田洋一委員

意味は十分理解できました。関市にとりましても、いわゆる参考 - 6 も踏まえて、数字
もそれ以内ということになっておりますので、そういうことも踏まえた上で再度テーブル
に乗せて特別委員会で協議をしたいと思ひます。

議長

関市からの御意見で、そういうものを含めて今後関市の特別委員会で協議して、できる
だけ皆さんの御意見に沿うようにしたいということによろしゅうございますか。

そういうことでございますので、次回までに関市の妥協案をひとつ出していただきます
ので、よろしくお願ひします。よろしゅうございますか。

〔「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、これもきょう結論は言いませんけれども、継続審議にさせていただきます。
よろしくお願ひします。

それでは、協議事項第 3 号の支所の取扱いにつきまして、お願ひします。

事務局長

それでは、お手元の資料 7 ページをお願ひいたします。

協議第 3 号 支所の取扱いについて。

支所の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

8 ページをお願ひいたします。

これにつきましても、第3回合併協議会の資料に基づきまして、27ページから33ページにつきまして、いろいろ解釈等が、他の協議会での事例等を御説明したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしく御協議お願ひいたします。

議長

支所の取扱いにつきましても、先ほど、前回の協議会の確認事項として報告がございました。内容は、関市は武儀町と上之保で支所1カ所、出張所1カ所、それから洞戸・板取で支所1カ所、出張所1カ所ということで、それ以外の町村につきましても、それぞれ支所を置くと。名前は、支所、総合支所、それぞれ名前は違いますけれども、単独に支所を置くということの発言を願ったわけでありましたが、その後におきましての協議の結果について、それぞれの市町村から報告を願います。

それでは、洞戸さんからお願いします。

野村 昭委員

それでは、支所の取扱いについて。洞戸村は前回同様に、洞戸村を含む武儀郡内の町村役場を、合併特例債などの国の財政支援措置のある10年間はほぼ現状のままの体制で総合支所として残して、住民サービスの低下を招かないようにしていただきたい。

また、合併事務局が支所機能の組織案を次回までに提案することを望みます。以上です。

議長

次に、武儀町さん。

土屋昭雄委員

武儀町も各町村とも四つの支所をつくると、そういうことをお願いします。

それから支所につきましても、住民サービスの低下を招かない、そういった機能のある、総合的な支所をつくるということを合併特別委員会で検討いたしました。

それから支所長というものにつきましても、今後当分の間はかなりの権限を与えるということをやっていかなければならないと思っておりますので、支所長にある程度の予算的な権限等を与えていきたいと、こういうことを願います。

議長

ありがとうございました。

それでは、上之保村さん。

波多野昭男委員

上之保村の波多野でございます。

まず冒頭に、何が何でも支所は各町村に一つずつ置くということを希望いたします。ということは、住民の最大の関心は、合併によって極端にサービスが悪くなると、特に私たちの住む上之保村というところは非常に遠隔の地でございます、もちろん板取でもそうでございますけれども、そうしたところの住民が非常に不満を感じているところでございます。この前も委員から申し出がありましたとおり、農協も合併いたしました、前と思うと非常に不便な点ばかりでございます。そういう点からかんがみまして、支所は必ず、何

が何でも町村に1カ所ずつは置いていただきたいということを特に切望するものでございます。

また、私で申し足らんことは、今ここに河合委員さんも見えますので、その辺のところを十分に検討いたしておりますので、補足説明等々を願って支所の設置を切望するものでございます。

河合正則委員

河合でございます。

先般も支所については強くお願いをしたところではございますが、やはり私どもの地域性を見ますと、本当に山間部でございます。いざ災害が起きた、あるいは今までもあるんですけども、停電が1日も2日も続くというような状態が現に起きているわけでございます。そうした中、例えば上之保に今下水関係をやっておるんですが、そのポンプアップがとまっちゃって民家の中へ逆流してくると、そんな現象も起きております。そうしたときに素早く対応できる、そうしたシステムが欲しいと。

それから地域によって、それぞれの文化、それぞれの今までの慣習、そうしたものが非常に継続しながら強く残っておるわけでございますが、そうしたものも、行政の手助けをいただきながら現在存続しているものが幾つもあるわけでございます。それから産業、経済におきましても、地域性によってそれぞれ関市さんは刃物、上之保はデカ木住宅という住宅産業、それぞれが役所の力をいただきながら、産業もバックアップをいただきながら発展している現状でございます。

先ほどもございましたように、ここ10年間は緩やかな不便さというんですかね、急に住民サービスが落ちちゃうんじゃないし、徐々に徐々にそうした行政改革の中へ取り組んでいくという形をしていただかないと、やはり私ども、僻地に住めば住むほどそうしたあたりをひどく受けますので、支所の機能と、それから支所長の権限、そうしたものをもっと明確にしていいただきながら、安心して住民が合併に参加できるような、そんなふうな配慮をよろしくお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは板取さん、お願いいたします。

長屋幹夫委員

前回にも申し上げたように、支所は板取村の、刃物ではございませんけれども、命でございます。前回の書類に、洞戸村・板取村1カ所、こう載っておりますが、ひがみではございませんけれども、どうも板取村は出張所になる可能性があるように思えてなりません。いかなることがあっても板取村には支所を置いていただく、これを強くお願いいたします。

議長

関市さん、お願いいたします。

岡田洋一委員

4町村の皆さんの発言からしますと、まことに心苦しい発言になりますけれども、これもまことに申しわけないことでありますけれども、特別委員会では再度協議をした結果、先回同様、1支所、1出張所という形で見解をまとめておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ということで、必ず支所を設けてほしいという4町村と、1支所、1出張所という関市の発言でございますが、そのほかに御意見ございませんか。

岡田洋一委員

この問題につきましては、先回の第3回のときに私の方から申し上げたという記憶がありますが、大変重要なことでありますし、支所の規模、あるいは出張所の、今はそういう話も出ておるわけでありまして、普通の言う、この前も第3回のときに話が出ましたように、山口市なんかの例も出ましたけれども、ああいう場合の例を参考にするとということはいかなるものかということをお願いしました。と同時にこの問題につきましては、非常にそれぞれが大切に思っていることでありますし、ということでありまして、幹事会において十分この問題は検討してからテーブルに再度乗せてほしいということ私は申したつもりでありますので、その幹事会における経過をどうなっているかということにつきまして、私は質問を申し上げたいと思ひます。

議長

幹事会の経緯について、わかりますか。

幹事会の内容につきまして、今、幹事長の西尾関市助役がおりますので、御意見を拝聴したいと思ひます。

西尾 治幹事長

それでは、失礼いたします。関市の助役の西尾でございます。今、幹事会での協議の結果をということでございますので、経過等について少しお話をさせていただきたいと思ひます。

第2回の幹事会は5月15日に、第3回の協議会に臨むべきいろいろ検討いたしました、大変重要なことであるという意味から内容にまで触れておりませんでした。そして、十分な各市町村のお話、協議をいただきたいということで白紙で提案をさせていただいたところでございます。その結果、第3回の7月14日の協議会におきまして、非常に重要な問題だということで、幹事会でひとつ十分中身を精査して検討してくれということでございました。それで、幹事会を8月7日に行いまして、その際に、各市町村の主張とすべき中身の支所についての検討を十分して、8月15日、まだ数日前ですが、15日までに事務局へ提出をいただくようにいたしております。多分全市町村から出たと思ひますが、その提出されました案に基づいて事務局で精査し、幹事会で十分練り上げて協議会へ御提案をすべき検討をいたしておるさなかでございますので、少し時間をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

今、幹事会の幹事長から報告がございましたとおりでございます。8月15日に最終的にやりまして、各市町村からの御意見を今集約中であるということで、精査した結果、この協議会に御報告し協議願いたいという発言がございましたが、そのように幹事会の集約をお聞きしまして結論にしたいと思っておりますので、次回の協議会で協議を進めてまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

これもまた次回ということで、大変失礼ですけれども、よろしく申し上げます。重要な案件でありますので、慎重にお願いしたいと思っております。

それでは、第4号の一般職員の身分の取扱いについてを上程したいと思っておりますが、これからは新しく提案する案件でございますので、よろしく申し上げます。

事務局長

協議第4号からは、前回、資料の御説明のみをいたしまして、きょう具体的に御協議いただくということでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは資料9ページでございますが、協議第4号 一般職員の身分の取扱いについて、一般職員の身分の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

10ページをお願いしたいと思っております。

この項目につきましては、調整方針(案)として出ささせていただいておりますので、御協議のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

10ページの上の段でございますが、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員については、各市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて関市の一般職員として引き継ぐものとする。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員の身分の取り扱いについては、関市の一般職員との均衡に配慮し、取り扱うものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするということで御提案申し上げます。

なお、資料10ページにつきましては、5市町村のそれぞれの職員、合計は右下の848名でございます。

11ページをお願いしたいと思っております。

ここにつきましては、それぞれの市町村の職員の級別の職務分類、さらには平均年齢、ラスパイレス指数等記載してございます。よろしくお願いしたいと思っております。

それから12ページにつきましては、一般職員の身分の取扱いの内容で、市町村の合併の特例に関する法律第9条、さらには地方公務員法第3条を記載させていただきましたので、御参考によろしくお願いしたいと思っております。

13ページでございますが、先進事例として前回も御説明いたしました潮来市につきましては、牛堀町の職員として引き継ぐということ、さらには均衡を失ないように公正に取り扱うという内容がございましたし、廿日市市につきましては、佐伯町と吉和村につきま

して、廿日市市の職員として引き継ぐ等が記載してございます。さらには、県内の山県市、瑞穂市についても、前回御説明いたしましたとおり、ここに記載されているような内容でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。御協議のほどお願ひいたします。

議長

今、説明いたしました一般職員の身分の取扱いについての御質問、御意見がございましたら、承りたいと思ひます。

後藤明朗委員

4番の一般職員の身分の取扱いについてと、それから5番の特別職の身分の取扱いについて、また地域審議会の取扱いについて、条例、規則の取扱いについて、また事務組織及び機構の取扱いについて、4番から8番まで調整案のとおりで結構でございます。

議長

調整案のとおりでいいんじゃないかという御意見でございますが、この一般職員の身分の取扱い、いかがなものでしょうか。

福田尚雄委員

武儀町もこの調整方針を厳守していただければ結構だと思っております。

議長

ありがとうございました。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この原案どおり承認することによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

続きまして特別職の身分の取扱いについて、協議願ひます。

事務局長

それでは、資料の14ページをお願ひしたいと思ひます。

協議第5号 特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

15ページをお願ひしたいと思ひます。

調整方針(案) 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の常勤の特別職及び教育長の身分の取り扱いについて、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の非常勤の特別職の身分の取り扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行うものとするということでございます。

なお、その下に資料として、前回も御説明いたしました、15ページにつきましては常勤の特別職の任期等書いてございますが、前回も申し上げましたとおり、編入される4町村の特別職の方は失職ということになります。

16 ページにつきましては常勤の特別職の続きでございます。

17 ページにつきましては、特別職の身分の取扱いに関する地方公務員法の抜粋の分でございますので、御参考によりしくお願いいたしたいと思えます。

18 ページからはそれぞれの地方自治法、三役の方、さらには 19 ページにつきましては、教育長の方の地方教育行政の組織及び運営に関する法律を掲げてございます。

それから 20 ページにつきましては、選挙管理委員会、さらには人事委員会、公平委員会の地方公務員法の抜粋です。

それから 21 ページにつきましては、監査委員、固定資産評価審査委員会のそれぞれ地方自治法、さらには地方税法から抜粋させていただきました。

22 ページをお願いいたします。先進事例でございますが、新潟市でございます。これは黒崎町が編入されたということから、黒崎町の特別職の身分の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるというものでございます。

潮来市につきましては、牛堀町の常勤の特別職の職員の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるということでございます。

その他廿日市市、新居浜市についても、同じように協議して定めるといふうに決められました。

さらには、県内の山県市でございますが、新市の職務執行者については、3 町村の長が別に協議して定めるものとする。特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は 3 町村の長が協議して定めるものとするというものでございます。

瑞穂市につきましても、それぞれ調整するということでございますし、報酬につきましては、別に統一して協議会で協議すると、こんなような内容で事例として決められました。御参考までによりしくお願いいたしたいと思えます。

それでは 23 ページでございますが、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償ということで、23 ページ以降ずっと各非常勤の特別職の方々の職名、さらには報酬を記載させていただきました。参考をお願いいたします。

以上、31 ページまで資料として添付させていただきましたので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

特別職の身分の取扱いについてを御説明いたしました。これにつきまして、御意見、御質問ございませんか。

議長としてですけれども、この案をちょっと見ましたら、(案)洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについて、「全員失職を原則とし特別の事由があるときは」といふうに入れた方がいいんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

特別職は全員が失職なんです。特別の事由があるときはということここでここに書いてありますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

そのほかございませんか。

ほか、この原案どおりでよろしゅうございますか。特別職の方いいですか。

それでは説明のとおり議事を終了とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次に、地域審議会の取扱いについてを上程します。

お願いします。

事務局長

それでは、お手元の 32 ページ、地域審議会の取扱いについてでございます。

協議第 6 号 地域審議会の取扱いについて。

地域審議会の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

33 ページをお願いいたします。調整方針（案）といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する。

各地区の地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとするということで、別紙は 37 ページに書いてございますので、先にそちらの方を御説明させていただきたいと思っております。

37 ページ、別紙。地域審議会の設置に関する協議（案）ということですが。

第 1 条は設置でございます。市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の武儀郡洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村の区域ごとに地域審議会を設置する。

第 2 条は名称でございます。それぞれ関市洞戸地域審議会、関市板取地域審議会、関市武儀地域審議会、関市上之保地域審議会ということでございます。

第 3 条は設置期間でございますが、審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとするというものでございます。合併の日は 17 年 2 月 1 日でございますから、10 年と 2 ヶ月になります。

それから所掌事務でございますが、第 4 条、審議会は新市の設置区域ごとに市長の諮問に依じて当該区域に係る次の事項を審議し、答申するものとする。

1 .新市建設計画の変更に関する事項。2 .新市建設計画の執行状況に関する事項。3 .地域振興のための基金の活用に関する事項。4 .新市の基本構想の作成及び変更に関する事項。5 .その他市長が必要と認める事項。

2 といたしまして、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができるというものでございます。

第 5 条、組織でございますが、各審議会は、委員 10 名以内で組織する。2 委員は、当該区域に住所を有する者または当該区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱するということで、三つございまして、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者ということでございます。

3 といたしまして、この公募により選任された者の委員の人数は3名以内ということ盛り込ませていただきました。

6条、任期でございますが、委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はさまたげないものとする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき、または当該区域に存する事業所等に勤務しなくなったときは、その職を失うというものでございます。

7条は会長及び副会長でございますが、各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理するというものでございます。

38ページをお願いしたいと思っております。第8条は顧問でございますが、各審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じて助言することができるというものでございます。

9条は会議でございますが、審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、毎年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。

10条は意見聴取等でございますが、審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

11条は庶務、審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

12条は補則でございますが、この協議に定めるものの他、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附則といまして、この協議は、平成17年2月1日から施行するというので、案をつくらせていただきました。

それでは、もとに戻らせていただきまして、33ページの下段でございますが、これにつきましては、地域審議会制度について書いてございます。これは前回詳しく御説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

34ページでございますが、上の段は県内の状況でございますが、山口市、瑞穂市につき

ましては設置いたしておりません。本巢町、それから真正町、糸貫町、根尾村合併協議会につきましては根尾村だけに置くということで、継続審議をされております。郡上郡につきましては、7町村すべてに設置する方向でございます。それから、飛騨4町村につきましては、古川町と神岡町は置かなくて、河合村と宮川村の2村に設置する方向で協議されております。飛騨地域合併協議会につきましては、編入する、高山市以外の9町村に設置するという事になっております。

なお、下の段につきましては、参考法令を記載させていただきましたので、御参考によりしくお願いしたいと思います。

なお、35ページにつきましては、県外の内容でございます。それぞれ合併の期日、あるいは所掌事項、組織等を記載させていただきました。参考によりしくお願いしたいと思います。なお、36ページにつきましても、先進事例ということでございますのでよろしくお願いいたします。

よろしく御協議のほど、お願いいたします。

議長

今、説明を申し上げましたが、この関係につきましては、過日幹事会の方で検討した結果、このような原案が出たわけでございますが、この原案につきまして御協議を願いたいと思います。御意見ございませんか。

この審議会の設置に関する県内の状況を見ても、設置しないところもありますし、設置するところもありますし、どんなものでしょうか。

〔「設置に賛成です」と呼ぶ者あり〕

設置に賛成。設置の方向でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

板取さん、よろしいですか。

長屋幹夫委員

はい、結構ですよ。

議長

それでは、この原案どおり地域審議会を設置するという事で御承認を願いたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

次に、協議第7号の条例、規則の取扱いにつきまして、協議を願います。

事務局長

それでは、お手元の資料の39ページをお願いいたします。

協議第7号 条例、規則の取扱いについて。

条例、規則の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

40ページをお願いしたいと思います。

調整方針(案)関市の条例、規則を適用する。

ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用ある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。

各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則については、その調整内容に基づき整理を行うものとするというもので御提案申し上げます。

なお、下の段には、編入合併における基本的な考え方が書いてございます。説明は、前回御説明したとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから41ページでございますが、先進事例として4点掲げさせていただきました。

潮来市につきましては、潮来町の条例、規則等を適用するということございまして、牛堀町のみにある条例、規則等のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例によるとのことと、新しいものについては調整を踏まえて規定の整備を行うということが記載されております。

田原市につきましては、田原町の条例、規則等を適用するということでございます。そのほかの内容につきましては、潮来市とほぼ同じでございます。

それから県内の山県市と瑞穂市、この2点につきましては新設合併でございますので、ここに記載されているような内容で調整方針が図られております。

以上でございます。よろしく御協議のほどお願ひいたします。

議長

今、説明を申し上げましたように、関市の条例、規則を適用すると。ただし、それぞれの町村にある条例、特別な条例につきましては、必要なものを関市に引き継ぐということで、これも幹事会で協議された事項でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。この案件につきまして、御質問、御意見ございませんか。

福田尚雄委員

この案件につきましては、ここに出ておりますように、関市の条例、規則等を使っていくということになっておりますので、当然、武儀町におきましてもなくなるということでございますが、今、会長さんが言われましたように、武儀町の特別な条例というものもあるわけでございますので、先般の特別委員会におきまして、武儀町にある、関市にない、そういった条例につきましては本当に配慮していただきたいと、こういう意見でございます。以上です。

議長

特別なものは関市に引き継ぐということでね、お願ひしたいと思います。

そのほかに。

河合正則委員

今の意見と同じようなことなんです、上之保にもやはり繁栄条例等上之保に古くから必要で大いに役立っている規則等がたくさんございます。そうしたのを引き継いでいただきたいということと、それからここに書いてございます「規則のうち必要なものは」ということでございますが、必要なものであるかないかの判断は幹事会でされて、いわゆる間引きするというんですか、これは必要であるとか、これは必要でないとかの判断はどんな

方法でされていくかちょっとお聞きしたいと思います。

事務局長

今の御質問でございますが、実は第2回の合併協議会の中で関市・武儀郡4町村合併協議会のスケジュール案につきまして御説明いたしました。その中で例規というのがございまして、その例規についてのスケジュールでございますが、現在、例規の一覧表の作成とこののをやっております。それで、5市町村のそれぞれの例規をすべてひもときます、そして整理をして、そして課長を中心とする分科会、必要であれば部長を中心とする専門部会、そしてさらに必要であれば助役を中心とする幹事会、そして協議会等々の組織がございますので、それぞれの内容につきまして順番に上げていくということでございますので、具体的な精査につきましては今後の業務内容ということでございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

河合正則委員

わかりました。

議長

そのほかございませんか。

なければ、条例、規則の取扱いについては、原案どおり承認させていただきます。よろしくお聞きいたしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

続きまして協議第8号 事務組織及び機構の取扱いについてを上程します。

説明願います。

事務局長

それでは、資料の42ページをお願いいたします。

協議第8号 事務組織及び機構の取扱いについて。

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

43ページをお願いいたします。

調整方針（案）として書かせていただきました。新市における事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき整備するというものでございます。4点ございます。(1) 各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。(2) 市民にとって親しみやすく、利用しやすい組織・機構。(3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。(4) 簡素で効率的な組織・機構ということで御提案申し上げます。

なお、下の段につきましては、現在の5市町村の組織の現況が、43ページから45ページまで記載してございますので、御参考のほど、よろしくお聞きしたいと思っております。

なお、46ページにつきましては、先進事例といたしまして、兵庫県の篠山市と広島県の廿日市市が載せてございます。それぞれここに記載しているとおりでございます。前回、御説明いたしましたので、詳しくは割愛させていただきます。よろしく御協議のほどお聞きいたします。

議長

ただいま説明を申し上げましたが、この案につきましては、整備方針ということで原則が掲載してございますが、先ほどの協議第3号の支所の取扱いにも関係がございまして、支所の事務分掌、組織、機構等にも関係があるわけですので、これも幹事会等でさらに検討をしていただきまして、先ほどの支所の取扱いと同じように進めてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、協議事項は一応全部終了いたしました。継続審議を残しまして、御協議ありがとうございました。

3 次回(第5回)協議会での協議事項

議長

それでは、次の第5回の協議会の協議事項について、まず説明だけお願いします。

事務局長

それでは、次回(第5回)協議会での協議事項ということで、6点用意させていただきました。本日は、資料の御説明のみをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしいと思います。

48ページをお願いいたします。地方税の取扱いでございます。

まず1.個人(市町村)民税でございます。税率でございますが、均等割は関市のみ2,500円、町村は2,000円でございます。

なお、これにつきましては49ページの右の備考欄をごらんください。個人の均等割の税率、地方税法第310条に書いてございます。枠の中でございますが、関市の場合は、(2)の人口5万人以上50万人未満の市でございますので年額2,500円、町村につきましては、(3)でございますので2,000円ということになっておりますので、よろしくお願ひしいと思います。

それから50ページでございますが、2の法人(市町村)民税でございます。均等割については、5市町村すべて同じでございます。ただし、関市の場合には、50ページの中ほどに書いてございますが、12.3%と14.7%の法人税割がございまして、12.3%につきましては、資本金額が1億円以下または資本出資を有しない法人のうち、法人税割の課税標準となる法人税が400万円以下である法人ということになっております。そのほかは同じでございますので、よろしくお願ひいたします。50ページから51ページでございます。

51ページの備考欄には、地方税法の第314条の6というのがございまして、法人税割の標準税率は100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができないという、この地方税法に基づいてこのように5市町村取り決められております。

それから52ページでございますが、3の固定資産税でございます。これにつきましては、関市、武儀町、上之保村がそれぞれ1.4%、洞戸村、板取村が1.7%でございます。それから都市計画税につきましては、関市のみでございまして、税率0.3%でございます。

それから53ページは固定資産税で、武儀町と上之保村でございますが、備考欄を説明させていただきますと、地方税法の350条、固定資産税の標準税率は100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課す場合においても100分の2.1を超えることはできないということでございます。362条は納期のことでございます。ここに記載されておるとおりでございます。

4といたしまして、都市計画税は先ほど説明いたしました、備考欄の地方税法は702条の4によりまして、都市計画税の税率は100分の0.3を超えることができないというふうに取り決めがなされております。

54 ページをお願いいたします。5 の軽自動車税でございます。これにつきましては、5 市町村同じでございますが、ただし軽自動車税のそれぞれの金額が書いてございますところの下から 4 段目、軽自、専ら雪上を走行というものにつきましては、関市のみ未設定でございますので、よろしく申し上げます。

それから 6 の(市町村)たばこ税につきましては、すべて 1,000 本につき 2,434 円、同じでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、55 ページに地方税法の軽自動車税の賦課期日及び納期が書いてございます。御参考までによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 56 ページでございますが、入湯税でございます。これにつきましては、板取村と上之保村にかかわりがございまして、それぞれ入湯客 1 人 1 日 150 円ということが取り決められております。57 ページの備考に、地方税法として 701 条の 2、入湯税の税率は入湯客 1 人 1 日について 150 円を標準とするものとするということがございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

8 に鉱山税というのがございます。税率はすべて 1 %でございますが、57 ページの備考でございますが、全市町村において税目は規定されているのが、最近では武儀町のみ賦課している。これに該当する会社が武儀町に 1 社あるというふうにお聞きいたしております。その会社に適用されているというものでございます。

それから 58 ページでございますが、先進事例ということで 4 カ所掲げさせていただきました。山口市でございますが、入湯税は、美山町の制度を新市に引き継ぐ。固定資産税の納期は美山町の例により調整する。軽自動車税の納期は、伊自良村、美山町の例により調整するというものでございます。

郡上郡町村合併協議会につきましては、個人町村民税、固定資産税の納期は、大和町、白鳥町、高鷲村及び美並村の例により調整する。軽自動車税の納期は、八幡町、大和町、高鷲村、明宝村及び和良村の例により調整するというものでございまして、そのほか県外の野田市、新居浜市につきましては、ここに記載されているとおりでございますので、御参考によろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして 59 ページでございますが、一部事務組合等の取扱いでございます。一部事務組合の加入状況というのをここに掲げさせていただきました。中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合、岐北衛生施設利用組合、中濃市町村造林組合、中濃地域農業共済事務組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、岐阜県市町村会館組合、それぞれございまして、内容につきましては、ここに記載されているとおりでございます。それぞれの事務事業を行っているところでございます。

それから 60 ページでございますが、地方自治法の特別地方公共団体の種類等をここへ掲げさせていただきました。第 284 条から 289 条に書いてございますので、御参考までによろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、下の段に先進例として山口市が書いてございます。3 町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び

財産を新市に引き継ぐ。その他の一部事務組合については、3町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置するという内容になっておりますので、御参考までによりしくお願いしたいと思います。

それから61ページでございますが、町名、字名の取扱いでございます。これにつきましては、ちょっと上の段を読み上げさせていただきますと、地方自治法第260条では、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め都道府県知事に届け出なければならないとされています。

従って、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合は、本条の手続きは必要ございませんということでございます。調整にあたっての基本的な考え方でございますが、町・字名の変更は、住民登録、登記、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすことから、新市発足時において支障のないよう調整しなければならないということで、これらの内容を記したものが関係法令として、市町村区域内の町名又は字の区域ということで、第260条に記載してございますので、御参考によりしくお願いしたいと思います。

それでは62ページでございますが、62ページは4町村の地区名・字名を列挙させていただきましたので、御参考によりしくお願いしたいと思います。

63ページにつきましては、関市の町名、これは65ページにわたってすべて拾い出しをいたしました。これも御参考によりしくお願いしたいと思います。

それから66ページでございますが、先進事例ということで掲げさせていただきました。まず一番上の海津郡3町合併協議会でございますが、調整方針として町・字の区域及び名称は現行のとおりとすると。例として、一番上の行だけちょっと御説明いたしますと、岐阜県海津郡海津町高須町 番地を、岐阜県ひらなみ市高須町 番地ということで、海津郡と町名、いわゆる「海津郡海津町」が「ひらなみ市」ということに変わるというものでございます。

それから飛騨地域合併協議会については、調整方針はここに記載されているとおりでございますが、例といたしまして、一番上をちょっと見ていただきますと、岐阜県大野郡丹生川村大字久手 番地というのを、岐阜県高山市丹生川町久手 番地というふうに変えられるそうです。それから4段下の岐阜県吉城郡上宝村大字平湯 番地、これにつきましては「上宝村」をすべて取りまして岐阜県高山市奥飛騨温泉町平湯 番地と、こういういわゆる新しい名前をつけるという例も見受けられます。その他はここに記載されているとおりでございますので、御参考によりお願いいたします。

お隣の郡上郡町村合併協議会でございますが、原則として新市の町、字の名称は、従前の町、字名の前に町村名を付けた町名とし、区域は従前のとおりとする。ただし、具体的な町名等については地域住民の意向を尊重し、合併時までに調整するものとするということでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

なお、67ページにつきましては、参考資料として、ここの協議会の例をこのような参考例として掲げさせていただきました。4町村掲げさせていただきましたが、武儀町が一番数多く考えられるということで、武儀町のみちょっと御説明いたします。

現在、武儀郡武儀町中之保 5696 番地 1 という住所がございます。これを参考 1 といたしましては、旧町村名を残し、字名等を変更しないで表示するということとでございます。関市武儀町中之保 5696 番地 1、いわゆる「武儀郡」が「関市」と変わるだけです。それから参考 - 2 は「町」を取りまして、関市武儀中之保 5696 番地 1、これは括弧に書いてございますように参考 - 1 の町を表示しない方法です。それから参考 - 3 といたしまして、関市武儀町中之保若栗 5696 番地 1、新たに地区名を表示する、「若栗」という名前を新たに表示するという方法もでございます。それから参考 - 4 でございますが、関市武儀中之保若栗 5696 番地 1、これは参考 - 3 の「町」を取った形です。それから参考 - 5 といたしましては、武儀町をなくしまして、武儀町は以前に合併をなさっております。その以前の名前をそのまますぐつけるということで、関市中之保若栗 5696 番地 1、いわゆる括弧に書いてございますように「武儀町」を表示しないというものです。それから参考 - 6 につきましては、関市中之保 5696 番地 1、これは「若栗」を取ってしまう方法、このようないろいろな方法がございます。ほかの 3 村についてもいろいろ例があるかと思いますが、我々事務局では武儀町がこの参考 - 1 から参考 - 6 まで考えて一番数が多いということで、代表として御説明をさせていただきました。

それでは 68 ページでございますが、69 ページにわたっては、1834 年の天保郷帳から現在までの自治体名の変遷を資料として記載させていただきました。字が小さくて恐縮ですが、御参考によりしくお願いしたいと思います。

それから 70 ページでございますが、慣行の取扱いということでございます。まず図柄でございます。ごらんのとおりでございます。説明についてはここに記載されているとおりでございますので、御参考によりしくお願いしたいと思います。

それから 71 ページにつきましては市町村民憲章、制定日と内容が書いてございます。板取村以外はすべて制定されているというものでございます。

それから 72 ページにつきましては、それぞれの木、花等についてでございます。4 はシンボルマーク、5 は市町村の歌です。関はのぞみ新たに、それから板取村は板取村民の歌、それから武儀町は平成武儀町音頭、それから上之保村は上之保音頭、それぞれでございます。

それから 73 ページでございますが、宣言、いろいろございます。関市は、安全都市宣言、青少年を守る都市宣言、明るく正しい選挙を推進する都市宣言がございますし、上之保村は、安全の村宣言というのがございます。

74 ページに移りますと、関市は、姉妹都市宣言、モジ・ダス・クルーゼス市です。それから氷見市、そして黄石市との友好都市宣言というのもございます。それから板取村は姉妹都市宣言ということで、これは朝日村に対しての姉妹都市宣言でございます。それから上之保村につきましては姉妹村ということで、北海道音威子府村がでございます。さらには、友好町村としてカナダ国のクレストン町というのもございます。

それから 75 ページでございますが、関市におきまして、さらに愛の献血推進都市宣言、福祉ボランティアのまちづくり推進都市宣言、人権擁護都市宣言というのもございます。

76 ページをお願いいたします。関市においては平和都市宣言、生涯学習都市宣言、洞戸村では平和村宣言というのもございます。

77 ページをお願いします。関市においては環境都市宣言、板取村は私たちの合い言葉というの、その他として掲げさせていただきました。

それから 78 ページでございますが、名誉市町村民の対象者の規定というのも掲げさせていただきました。さらには、洞戸村につきましては、8 といたしまして招待村民というものの規定も盛り込まれております。

それから 79 ページでございますが、先進事例でございます。飛騨地域合併協議会、市章、市民憲章、宣言、花等の指定、ここに書いてございますとおりでございますし、そのほか、中津川市と恵北の関係、それから広島県の尾道・御調町・向島町の合併協議会も資料として掲げさせていただきました。

80 ページにつきましては、先ほどの飛騨地域合併の鳥の指定から歌の指定までそれぞれこのような取り決めがなされているという状況でございます。

それから 81 ページでございますが、国民健康保険事業の取扱いということでございまして、これにつきましては、主として保険料、または税の関係でございますが、医療分と介護分、それぞれこのような内容になっております。それから 82 ページでございますが、これの納期がそれぞれございます。一番納期が少ないのは上之保村の 5 期まで、洞戸村が一番多くて 12 期までという内容になっております。

それから 83 ページでございますが、給付内容につきましてはここに記載されているとおりでございます。5 町村それぞれ同じでございます。ただ、一番下の行の葬祭費でございますが、1 カ所ちょっと御訂正をお願いしたいと思います。関市でございます。1 件 4 万円と書いてございますが、これにつきましては、ことしの 3 月議会で関市国民健康保険条例の一部を改正する条例が出されまして、その 8 条に基づきまして「4 万円」を「5 万円」に 1 万円アップしたところでございます。それ以前の数字を拾いました。まことに申しわけございません。5 万円ということで、よろしくをお願いしたいと思います。それから洞戸村は 2 万円、それから板取村 5 万円、武儀町 1 万円、上之保村 5 千円という内容になってございます。よろしくをお願いしたいと思います。

それから 4 番目、84 ページでございますが、国民健康保険基金ということでございます。これにつきましては、それから高額療養費貸付、さらには国民健康保険運営協議会、それぞれこのような内容になっておりますので、御参考までによろしくをお願いしたいと思います。

先進事例でございますが、山口市、瑞穂市、さらには 86 ページに行きまして、広島県の廿日市市、それから愛媛県の新居浜市、千葉県野田市、それから新潟県の新発田市、それから愛知県の田原町・赤羽根町合併協議会、それから長野県の千曲市、それぞれこのような内容で調整方針がなされておりますので、御参考までによろしくをお願いしたいと思います。

す。

それから 87 ページですが、介護保険事業の取扱いでございます。これにつきましては、いろいろ保険料の額が所得段階別になっておりまして、ここに記載されておりますように、それぞれ基準額が、関市は 3,000 円、洞戸村は 2,500 円、板取村 2,460 円、武儀町 2,450 円、上之保村 2,450 円、それぞれに第 1 段階から第 5 段階までそれに 0.5、さらには一番多いところで 1.5 掛けた額がここに記載されておりますが、このような取り決めになっておりますし、納期もここに記載されているとおりでございますので、よろしく申し上げます。

87 ページについては第 1 号被保険者の保険料でございますし、88 ページにつきましては第 2 号被保険者でございます。第 1 号につきましては 65 歳以上の方でございますし、第 2 号につきましては 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者が該当いたしております。88 ページの一番下の段にその第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の内容が記載されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 89 ページでございますが、保険料の算定基準ということで、介護保険法の施行令第 38 条を記載させていただきました。先ほどの 0.5 から 1.5 までのそれでございます。4 分の 2 から順番に 4 分の 6、90 ページに記載されておりますが、その 1.5 までを記載させていただきました。さらには介護保険法の保険料の賦課ということも、ここに参考として記載させていただきました。第 1 号被保険者、第 2 号被保険者の内容もここに記載されているところでございます。さらには 91 ページにつきましては、保険料の徴収ということで、介護保険法の 131 条を記載させていただきました。

先進事例といたしましては、東京の西東京市、広島県の廿日市市、愛知県の田原市、それぞれここに書いてあるような内容で調整方針が取り決められているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

どうもありがとうございました。

これにつきまして、質問ございませんか。

これは、いずれにいたしましても事務的な内容でございますので、今後、幹事会等でよく研究をしていただきまして、この協議会へ諮っていただいたらどうかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そういうことで、研究課題として幹事会で検討していただくということでございます。

そのほかございませんか、せつかくですから。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、大変長い間、御苦勞さんでございましたが、これで第 4 回の協議会を終了さ

させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3 時 32 分 閉会